6 年4月1日

中能登町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）令和4年度の人件費率
5年度	人 16,527	千円 10,958,515	千円 674,083	千円 1,706,627	% 15.6	% 15.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
5年度	人 206	千円 747,391	千円 91,398	千円 293,551	千円 1,132,340	千円 5,497

（参考）類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,755

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期月短時間勤務職員（再任用職員）短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

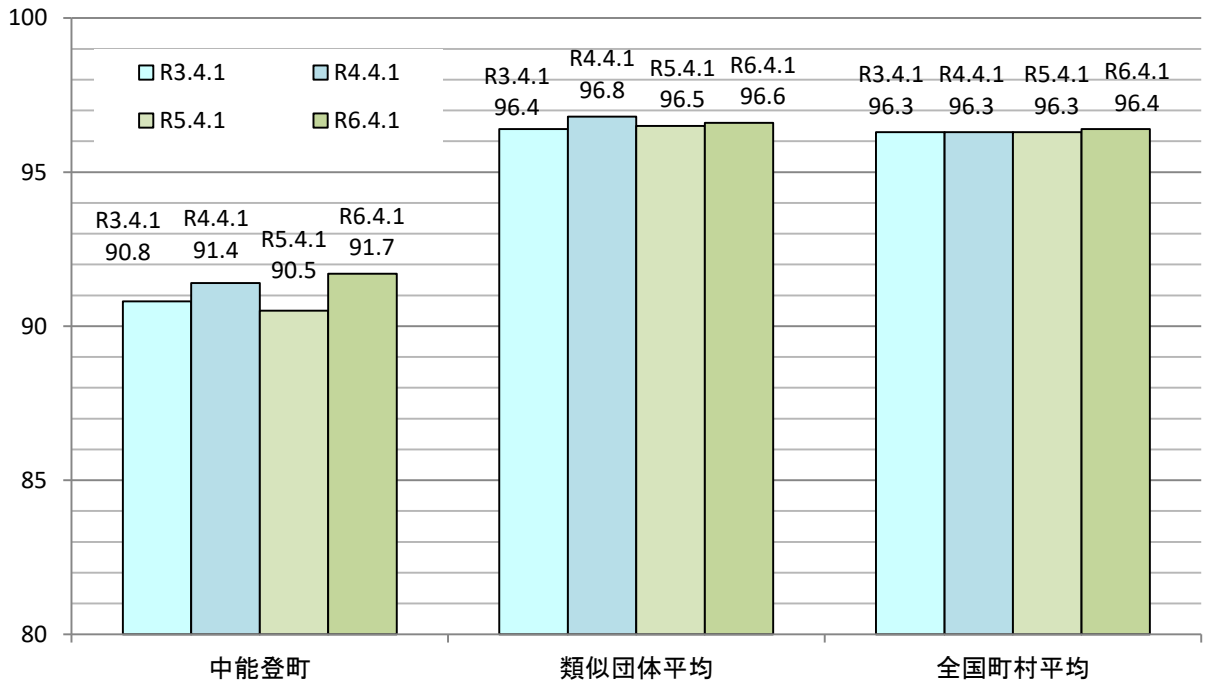

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】　国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【 (実施)　未実施 】

平成２７年４月１日実施（給料表の改定実施時期） 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均１．５％引き下げ。（最大で△２．８％見直し率） 激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

② その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に段階的に見直し実施。（平成２９年４月１日） 宿日直手当についても国と同様に見直し実施（平成３０年４月１日）

(5) 特記事項

な　し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
中能登町	45.8　歳	315,000　円	368,300　円	331,039　円
石川県	42.3　歳	323　円	430,218　円	356,264　円
国	42.1　歳	323,823　円	－	405,378　円
類似団体	42.1　歳	310,320　円	364,026　円	339,903　円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
中能登町	55.7　歳	7　人	248,500　円	248,583　円	243,500　円	―	―	―	―
うち庁務員	－　歳	－　人	－　円	－　円	－　円	―	―	―	－
うち自動車運転手	***　歳	1　人	***　円	***　円	***　円	自動車運転手	60.6　歳	232,800　円	－
うちその他	53.8　歳	6　人	247,400　円	250,700　円	247,400　円	－	－	－	－
石川県	55.2　歳	120　人	297,510　円	339,469　円	309,792　円	―	―	―	－
国	51.2　歳	1,829　人	288,144　円	－	330,553　円	―	―	―	―
類似団体	50.6　歳	7　人	287,513　円	312,172　円	300,727　円	―	―	―	―

※個人情報の観点から、職員が1～2名の場合はデータを全て「＊(アスタリスク)」とする

区　分	参考		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
中能登町	―	―	―
うち庁務員	－　円	－　円	－
うち自動車運転手	***　円	2,868,200　円	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29～31年の3ケ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ給与平均額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職　　該当なし

（注）１　「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		中能登町	石 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,700 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	167,000 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	164,400 円	－
	中 学 卒	147,100 円	147,500 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	250,900 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円

※ 近似のデータがない場合は空白となっている.

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
7　級	参事	0 人	0.0 %	365,500	446,200
6　級	参事	2 人	1.7 %	323,100	411,300
5　級	課長、担当課長	15 人	12.4 %	295,400	394,000
4　級	課長補佐、主幹	31 人	25.6 %	271,600	382,000
3　級	主査	46 人	38.0 %	240,900	351,000
2　級	主事	18 人	14.9 %	208,000	305,200
1　級	主事	9 人	7.4 %	162,100	249,400

※１　中能登町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
※２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

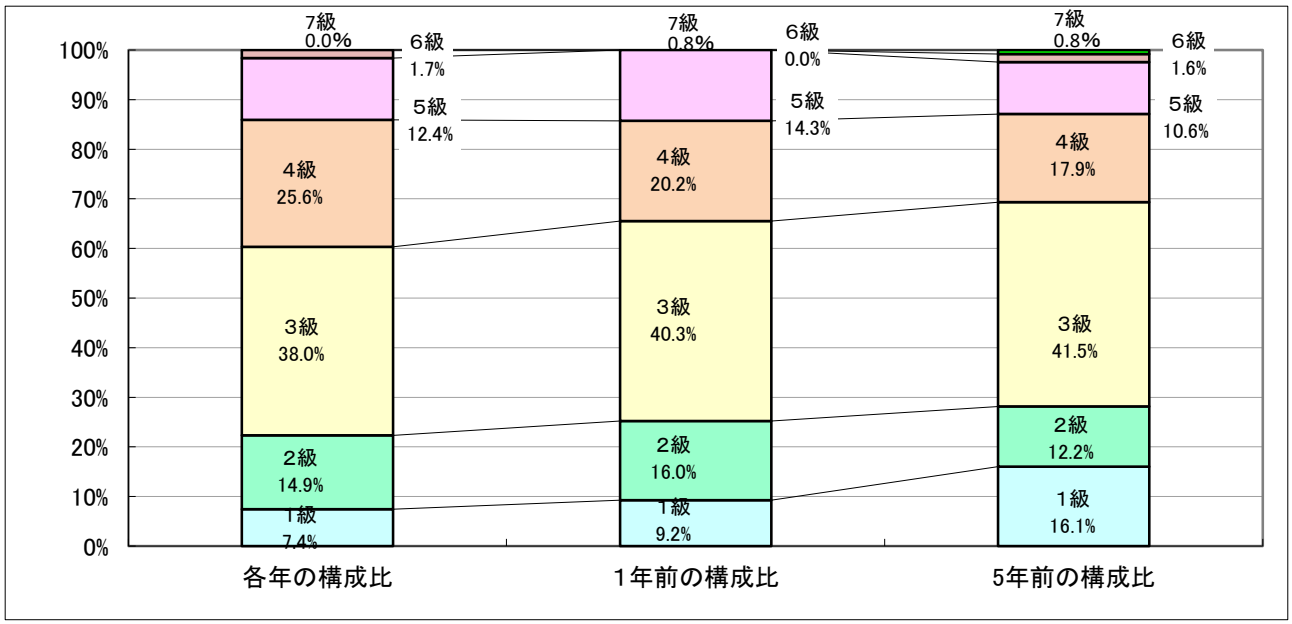

（注）平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）
平成28年に7級制に変更している

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用	中能登町		国	
イ 人事評価を活用している 活用している昇給区分	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分	○	○	○	○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中　能　登　町	石　　川　　県	国
一人当たり平均支給額(令和5年度) 1,360　千円	一人当たり平均支給額(令和5年度) 1,633　千円	－
(5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (　1.375　)月分　(　0.975　)月分	(5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (　1.375　)月分　(　0.975　)月分	(5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375　)月分　(　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算　5～20% ・ 管理職加算　15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　10～25%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	中能登町		国	
イ 人事評価を活用している 活用している成績率	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率	○	○	○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

中　能　登　町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置2～20%加算)			(定年前早期退職特例措置2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	6,385　千円	千円			

(注) 1　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2　一人当たり平均額は水道事業の職員も含めて平均額を算出している。

(3) 地域手当　　該当なし

(4) 特殊勤務手当　　該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	63,604 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	298,610 円
支給実績（令和4年度決算）	22,331 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	106,338 円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績（R3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成5年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	－	17,523 千円	287,262 円
	子	10,000円				
	父母等	6,500円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき・加算額)	5,000円				
住居手当	家賃(A)	支給額	同じ	－	3,433 千円	190,722 円
	借家借間 27,000円以下	(A)−16,000円				
	借家借間 27,000円超え55,000円未満	((A)−27,000円)×1/2+11,000円				
	借家借間 55,000円以上	28,000円				
通勤手当	片道2km以上交通機関利用者	運賃等相当額（上限55,000円）	同じ	－	10,504 千円	57,398 円
	片道2km以上自動車等利用者	5kmまで2,000円から使用距離に応じて支給（上限60km以上31,600円）				
管理職手当	職務の級及び区分に応じた定額 38,000円～26,000円		同じ	－	7,800 千円	325,000 円
休日勤務手当	休日等に勤務	給料の時間単価×1.35×時間数		－	－	－ 円
宿日直手当	勤務一回につき	4,400円	同じ		2,535 千円	74,558 円
単身赴任手当	基礎額 30,000円に距離に応じた一定額を加えた額		同じ		0 千円	0 円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	町長	790,000 円	880,000 円／ 492,000 円
	副町長	620,000 円	710,000 円／ 468,000 円
報酬	議長	320,000 円	420,000 円／ 268,000 円
	副議長	276,000 円	360,000 円／ 218,000 円
	議員	255,000 円	345,000 円／ 179,000 円
期末手当	町長 副町長	(令和5年度支給割合) 3.31 月分　100分の40	
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.31 月分　100分の15	
退職手当		(算定方式)　(1期の手当額)　(支給時期)	
	町長	79万円×在職年数×583.7/100　1,844 万円　任期毎	
	副町長	62万円×在職年数×303.7/100　753 万円　任期毎	

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（令和6年4月1日現在）

部門		区分	職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	39	36	△ 3	業務の見直し
		税務	11	13	2	業務増への対応
		農林水産	12	11	△ 1	業務の見直し
		商工	1	1	0	
		土木	9	10	1	業務増への対応
		民生	91	95	4	業務増への対応
		衛生	19	14	△ 5	業務の見直し
		小計	185	183	△ 2	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　110.73 人 (類似団体の人口1万当たり職員数　77.91 人)
	教育部門		22	23	1	業務増への対応
	小計		207	206	△ 1	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　124.64 人 (類似団体の人口1万当たり職員数　95.14 人)
公営企業等会計部門	水道		3	3	0	
	下水道		4	4	0	
	その他		16	16	0	
	小計		23	23	0	
合計			230 [370]	229 [370]	△ 1 [0]	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　138.56 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

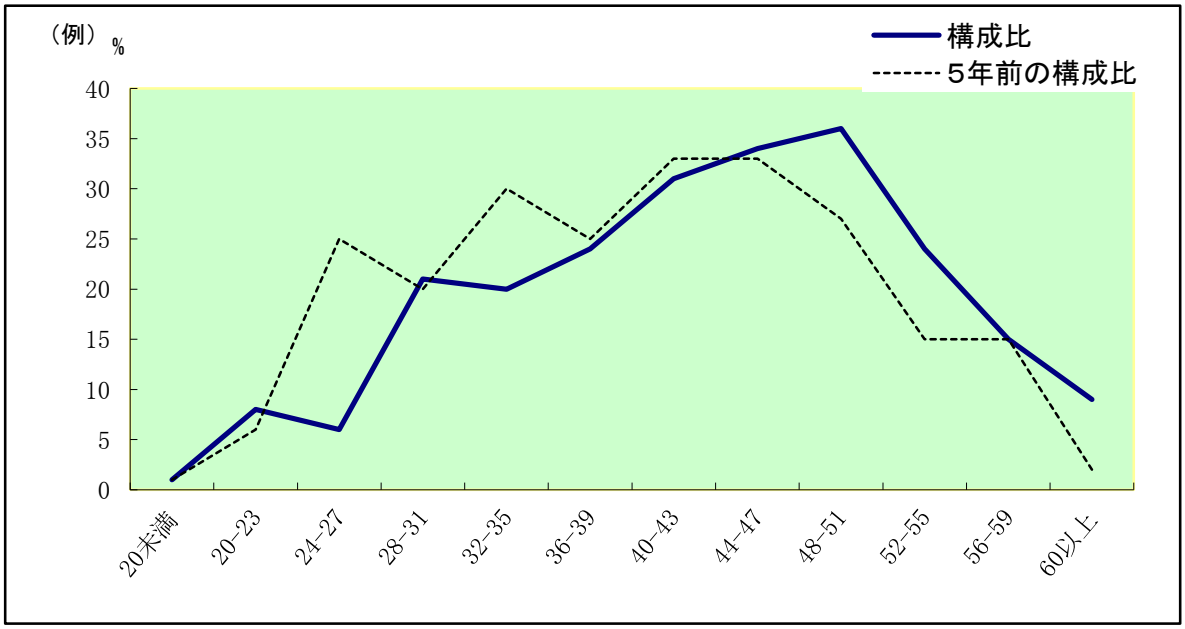

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 1	人 8	人 6	人 21	人 20	人 24	人 31	人 34	人 36	人 24	人 15	人 9	人 229

×

(3)職員数の推移

（令和6年4月1日現在）

部門	区別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数	
一般行政	職員数	188	190	189	191	185	183	△ 5	-2.7%
教　育	職員数	20	22	20	19	22	23	3	15.0%
普通会計計	職員数	208	212	209	210	207	206	△ 2	-1.0%
公営企業	職員数	24	21	23	21	23	23	△ 1	-4.2%
総合計	職員数	232	233	232	231	230	229	△ 3	-1.3%

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和3年度の総費用に占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
5	508,630	▲ 14,281	13,451	2.6	2.7

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
5	3	7,744	527	2,943	11,214	3,738

(参考)市町村団体平均一人当たり給与費
千円
6,923

(注)　1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員）短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
　　3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

特になし。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
中能登町	25.7　歳	225,111　円	311,500　円
市町村団体平均	44.6　歳	359,974　円	575,747　円

(注)　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

中能登町	一般行政職
一人当たり平均支給額(令和5年度) 981　千円	一人当たり平均支給額(令和5年度) 1,360　千円
(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分	(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%

(注)(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

中能登町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置2～20%加算)			(定年前早期退職特例措置2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	－ 千円		1人当たり平均支給額	6,385 千円	0 千円

(注)　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当　　**該当なし**

エ　特殊勤務手当　　**該当なし**

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	117 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	39,000 円
支給実績（令和4年度決算）	115 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	38,333 円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2　職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	－	360 千円	360,000 円
	子	10,000円				
	父母等	6,500円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき・加算額)	5,000円				
通勤手当	片道2km以上交通機関利用者	運賃等相当額（上限55,000円）	同じ	－	50 千円	50,400 円
	片道2km以上自動車等利用者	5kmまで2,000円から使用距離に応じて支給（上限60km以上31,600円）				
管理職手当	職務の級及び区分に応じた定額 26,000円～38,000円		同じ	－	－ 千円	－ 円

(2)　下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
5	1,113,144	▲ 53,419	15,573	1.4	1.4

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/A	(参考)市町村団体平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5	4	14,188	932	4,401	19,521	4,880	6,735

（注）1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員）短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

特になし。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
中 能 登 町	38.0　歳	310,583　円	406,687　円
市町村団体平均	44.0　歳	364,110　円	553,843　円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

中 能 登 町	一般行政職
一人当たり平均支給額(令和5年度) 1,100　千円	一人当たり平均支給額(令和5年度) 1,360　千円
(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分	(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算　5～15%

（注）(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

中 能 登 町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.270750　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.270750　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置2～20%加算)			(定年前早期退職特例措置2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	－　千円		1人当たり平均支給額	6,385　千円	0　千円

－（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、1年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当　　**該当なし**

エ　特殊勤務手当　　**該当なし**

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	45 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	11,250 円
支給実績（令和4年度決算）	52 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	13,000 円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2　職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	－	720 千円	180,000 円
	子	10,000円				
	父母等	6,500円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき・加算額)	5,000円				
通勤手当	片道2km以上交通機関利用者	運賃等相当額（上限55,000円）	同じ	－	183 千円	45,750 円
	片道2km以上自動車等利用者	5kmまで2,000円から使用距離に応じて支給（上限60km以上31,600円）				
管理職手当	職務の級及び区分に応じた定額 26,000円～38,000円		同じ	－	－ 千円	－ 円